

「JALトラベル旅行券」、「JTS旅行券」、 「JALトラベル旅行券（北海道）」、「HTS旅行券」の払戻しについて

これまで長年ご愛顧いただきました株式会社ジャルセールスの前払式支払手段である「JALトラベル旅行券」、「JTS旅行券」、「JALトラベル旅行券（北海道）」、「HTS旅行券」は、2023年3月31日をもって廃止することになりました。長い間のご愛顧に心から感謝申し上げます。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」の規定に基づき、下記の要領にて払戻しを行います。旅行券をお持ちのお客さまは、払戻しお申出期間内にお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。期間内にお申出がなかったJALトラベル旅行券類をお持ちのお客さまは、当該払戻しの手続きから除外されますのでご注意ください。

1. 対象の前払式支払手段

【JALトラベル旅行券】
 (株)ジャルトラベル・(株)ジャルセールス 発行



【JTS旅行券】
 ジャパンツアーシステム(株) 発行



【JALトラベル旅行券(北海道)】
 (株)ジャルトラベル北海道 発行



【HTS旅行券】
 北海道ツアーシステム(株) 発行



- ・表面に「¥10,000」、「¥5,000」または「¥1,000」の記載があります
- ・表面もしくは裏面に「JALグループロゴ」の記載があります
- ・デザインや金額・発行会社の記載箇所は異なる場合があります

【払戻しの対象外】

(1) JAL旅行券 日本航空(株) 発行



(2) その他、JALグループ発行の前払式支払手段
 JALギフト、JASギフト等

2. 払戻しお申出期間

2023年4月1日（土）～2023年9月30日（土）
 （当日消印有効）

3. 払戻しお申出方法

2023年4月1日以降、下記の方法で、「JALトラベル旅行券 払戻し事務局」にご送付ください。「払戻し注意事項」を必ずお読みのうえお申込みをお願いします。

(1) 申込書類の準備
 (株)ジャルセールスのホームページ (<https://jalsales.com/contact/>) からダウンロードし、印刷ください。

- ・払戻申込用紙
- ・払戻券番号記入用紙
- ・送付状（料金受取人払表示用紙（宛先記載・書留））

(2) 郵送方法

「送付状（料金受取人払表示用紙（宛先記載・書留）」を貼り付けた封筒に、下記を同封ください。

<同封物>

- ・払戻申込用紙
- ・払戻券番号記入用紙
- ・JALトラベル旅行券、JTS旅行券、JALトラベル旅行券（北海道）、HTS旅行券

同封する旅行券の券面金額の合計は、1通あたり 50万円以内になるようにお送りください。50万円を越える額は別の封筒に分けてお送りください。

書留のため、必ず郵便局窓口までお持ちください。
 （ポストに直接投函しないでください。）

4. 払戻し方法

- (1) 払戻しは、「払戻申込用紙」ならびに「払戻券番号記入用紙」の内容を確認の上、お送りいただいた旅行券の券面金額を、お客さまご指定の銀行口座にお振込みさせていただきます。
- (2) お振込み日は、毎月最終営業日までの受付（弊社に到着）分を、翌々月最終営業日までにお振込みいたします。但し、払戻し受付状況により、お時間をいただく場合もございます。
- (3) 振込手数料は、弊社負担とさせていただきます。

5. 払戻しにあたっての注意事項

- (1) 払戻し対象外の旅行券や物品をお送りいただいた場合は、着払いにて返送させていただきます。
- (2) 損傷・汚損・改変等がある旅行券は、払戻し出来ない場合がございます。
- (3) お送りいただいた旅行券は、弊社にて回収いたします。いかなる場合においても払戻しとなった旅行券につきましては返却に応じることができません。予めご了承ください。

6. お問い合わせ先 ※ お問い合わせ窓口は、2023年4月3日（月）より開設いたします。

JALトラベル旅行券 払戻し事務局 03-6720-8543
 営業時間：月～金 10:30～12:00 13:00～16:30 土日祝 休業